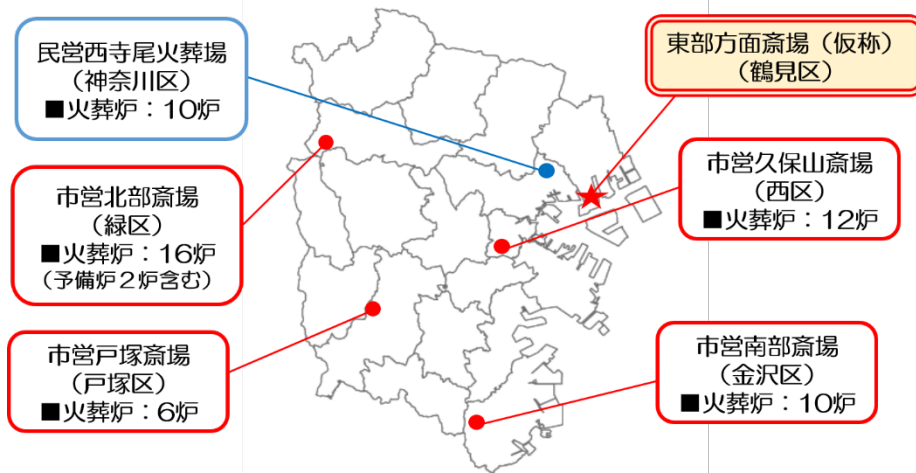


東部方面斎場（仮称）整備事業について

1 計画地

将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区大黒町において、市内5か所目となる市営斎場の整備を進めています。

【市内斎場配置図】



【計画地周辺図】



2 火葬場概要

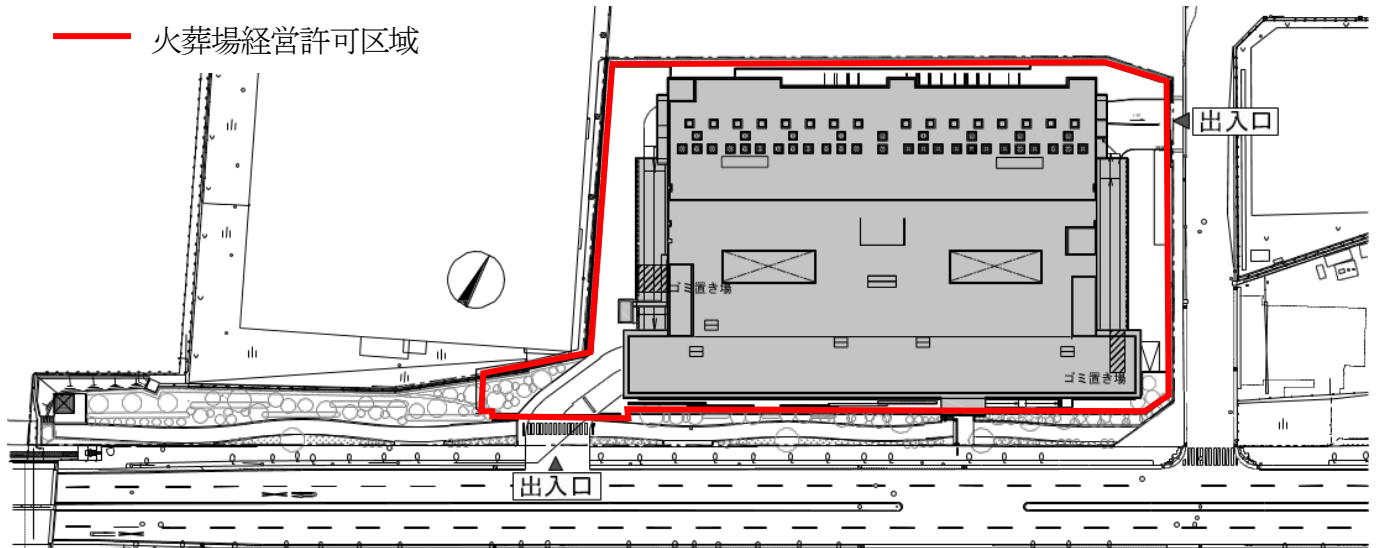
設置等予定者	横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市 市長 山中竹春		
名称	東部方面斎場（仮称）		
所在地	横浜市の鶴見区大黒町18-17の一部、18-18、18-51の一部		
規模	火葬場経営許可区域：8,870㎡、建築面積：6,280㎡ 延床面積：22,150㎡、階数：地上4階/地下1階		
火葬炉設備	16炉（内予備1炉）1炉に対し1排気系統		
炉前ホール	16室（告別、収骨室兼ねる）	霊安室	約10体を安置 面会所も設置
待合機能	待合室16室（40人用）、待合ロビー、売店・喫茶、キッズスペース		
葬儀式場	3室	駐車場	150台以上（ほか臨時駐車場も整備）

3 配置計画

出入口は南側の神奈川産業道路及び東側の市道に1か所ずつ設けます。

神奈川産業道路の沿道には、斎場計画地から既存公園（貨物線の森緑道）まで連続性を考慮した緑地を整備し、歩行者のアプローチを設けます。

【配置図】



4 施設計画

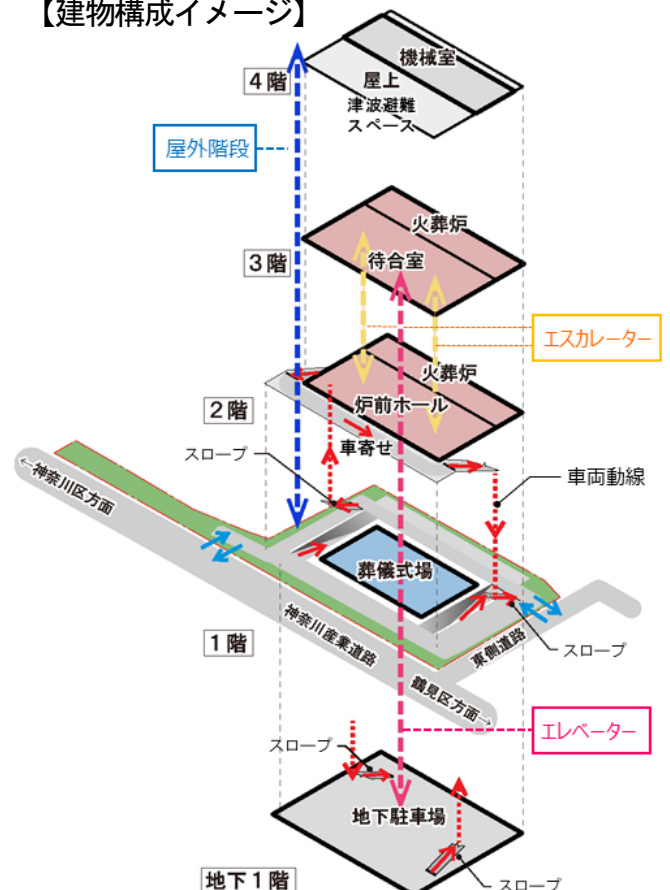
故人との最後のお別れの場として、葬送の厳肅性・静寂性を確保し、高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者を含む全ての利用者が安全かつ円滑に利用することができるよう配慮して計画しています。

また、複数の会葬が同時に進行する際にも一つ一つの葬送を円滑に行えるよう、分かりやすく、動線の効率化を考慮した計画とします。

【各階概要】

階	概要
4階	管理部門など ・機械室等を配置 ・津波避難スペースを確保
3階	火葬部門 ・火葬の間、ご遺族・会葬者が休憩する待合室等を配置
2階	火葬部門 ・告別、収骨を行う炉前ホール等を配置 ・火葬部門車寄せ
1階	葬祭部門 ・通夜・告別式等を執り行う葬儀式場等を配置 ・葬儀式場車寄せ
地下1階	駐車場 ・地下出入口

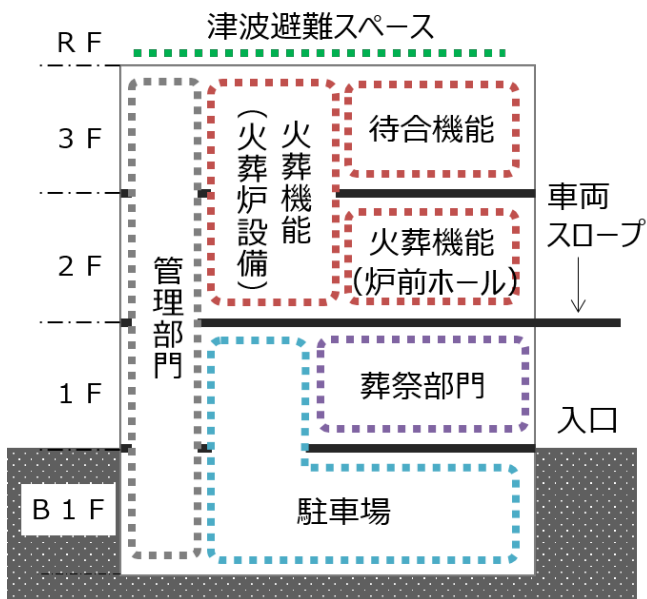
【建物構成イメージ】



【外観イメージ】



【断面イメージ】



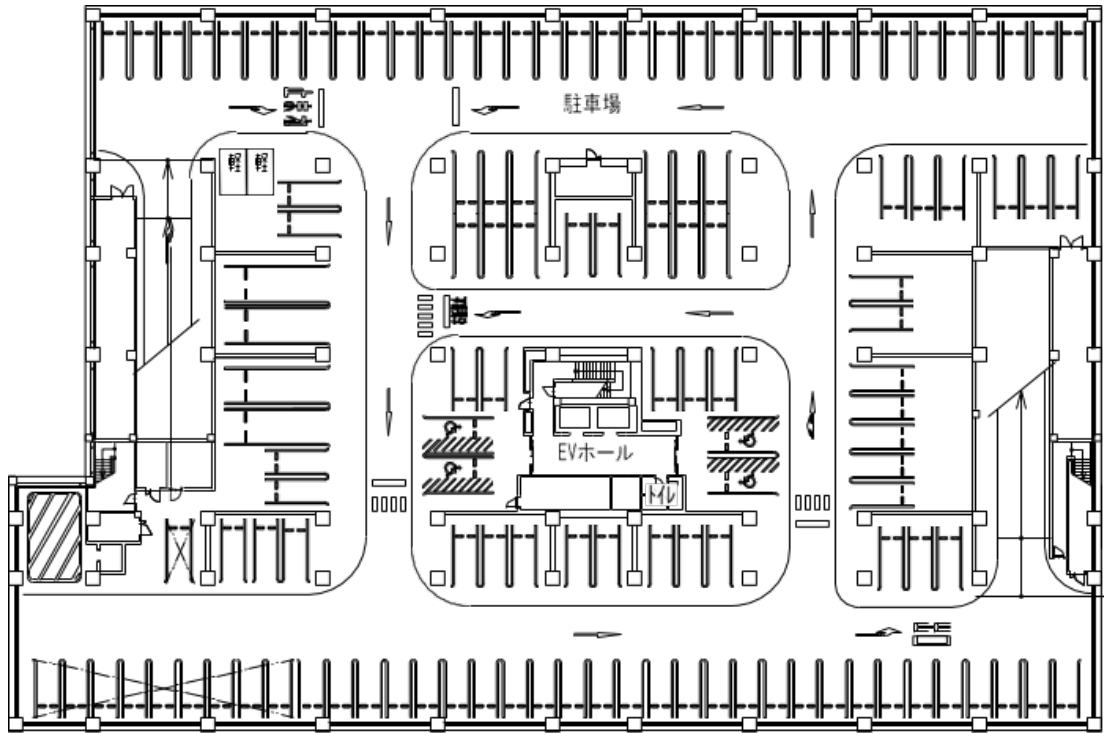
【内観イメージ】



5 各フロアの計画

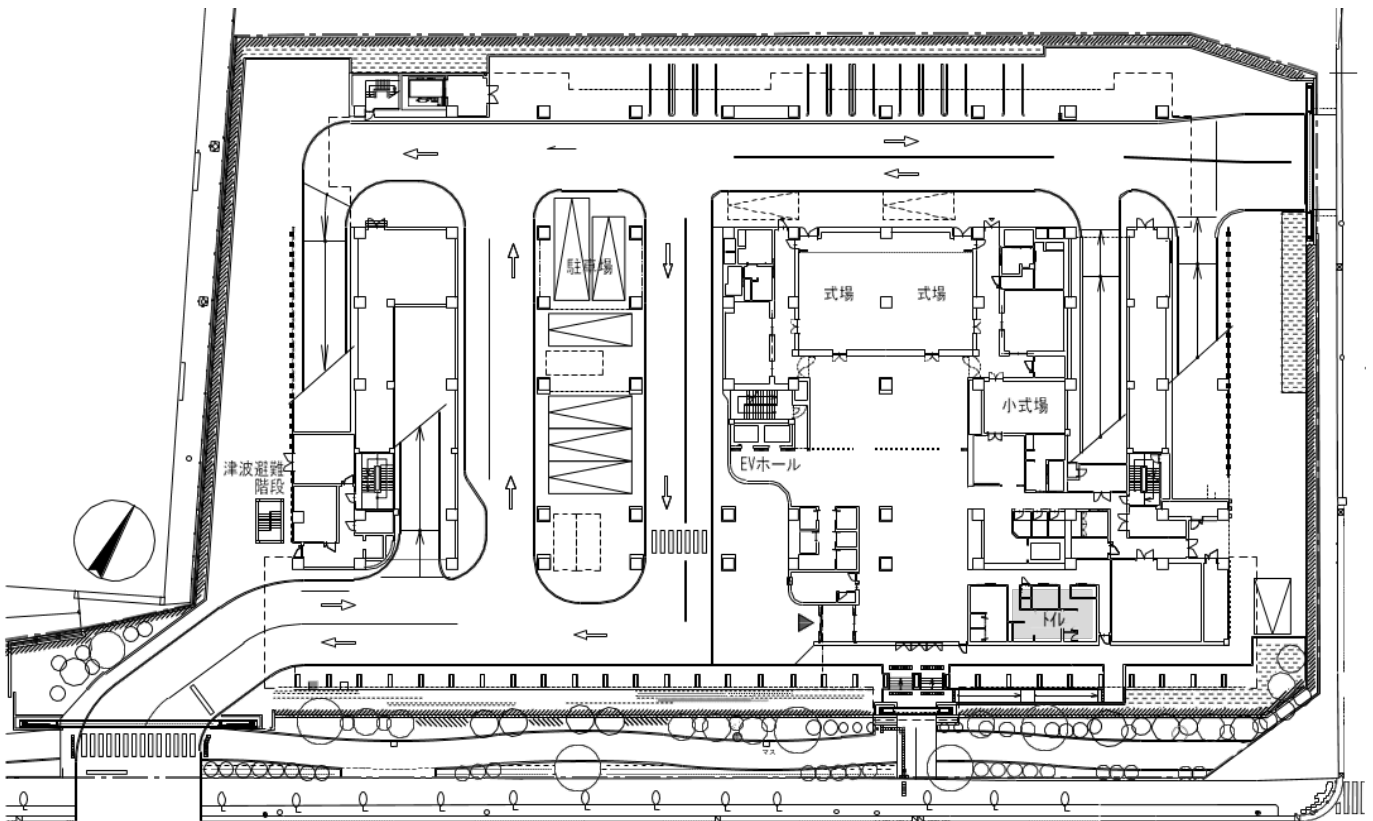
(1) 地下1階の計画

- ・ 駐車場とし、中央に3階まで連絡するエレベーターを配置します。



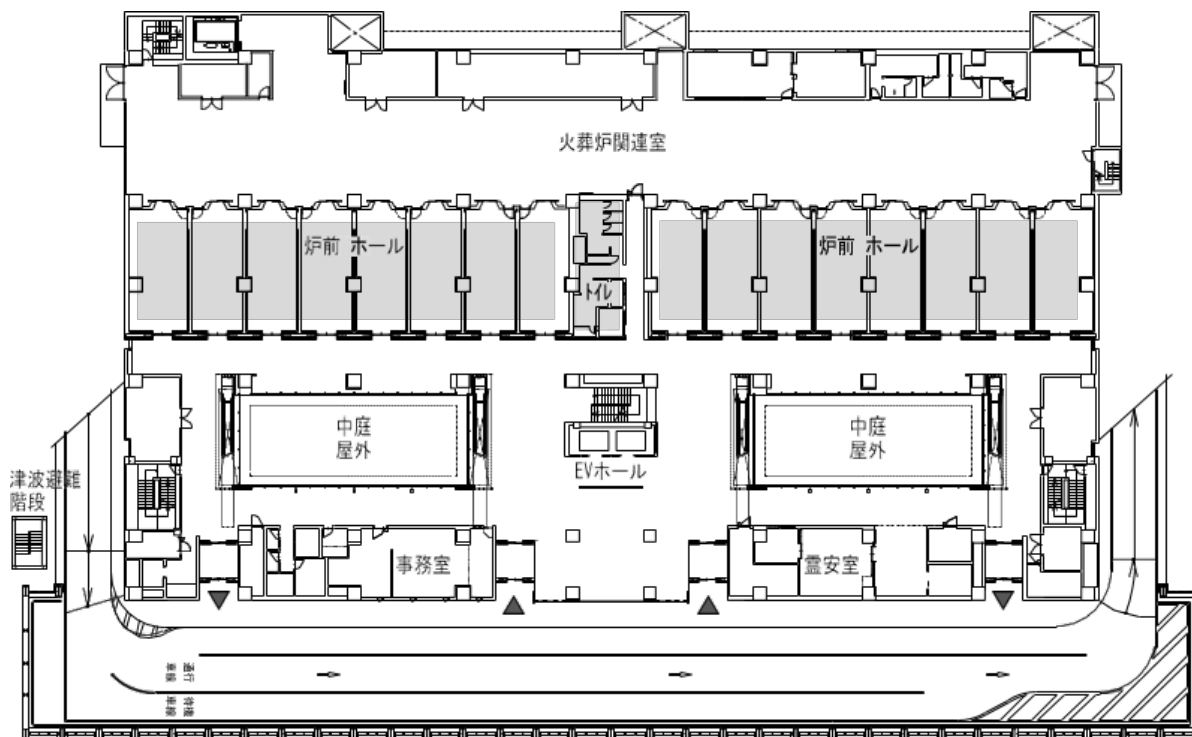
(2) 1階の計画

- ・ 主に通夜・告別式等を行うフロアとしています。
- ・ 葬儀式場は、葬儀の小規模化傾向を踏まえ、約50人用を2室、約20人用を1室設けます。



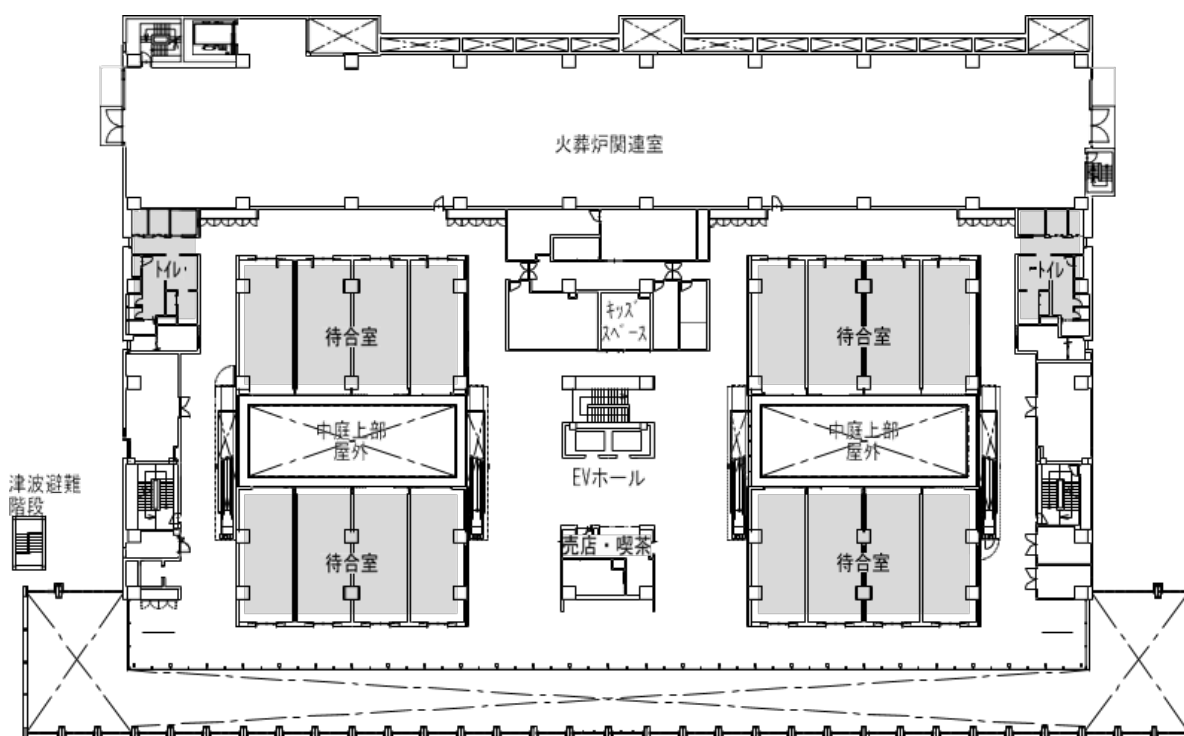
(3) 2階の計画

- ・火葬を行うフロアとして、斎場の主たる設備である火葬炉 16 炉（内予備 1 炉）を北側部分に一列に配置し、南側をご遺族や会葬者が利用する区域としています。
- ・葬送の個別性を高めるため、火葬炉 1 炉に対して炉前ホールを 1 室整備するとともに、フロア内を中央のエレベーターで左右のゾーンに分け、一方通行の動線となるよう計画しています。
- ・霊安室は、ご遺体を約 10 体お預かりし、面会室も設置します。



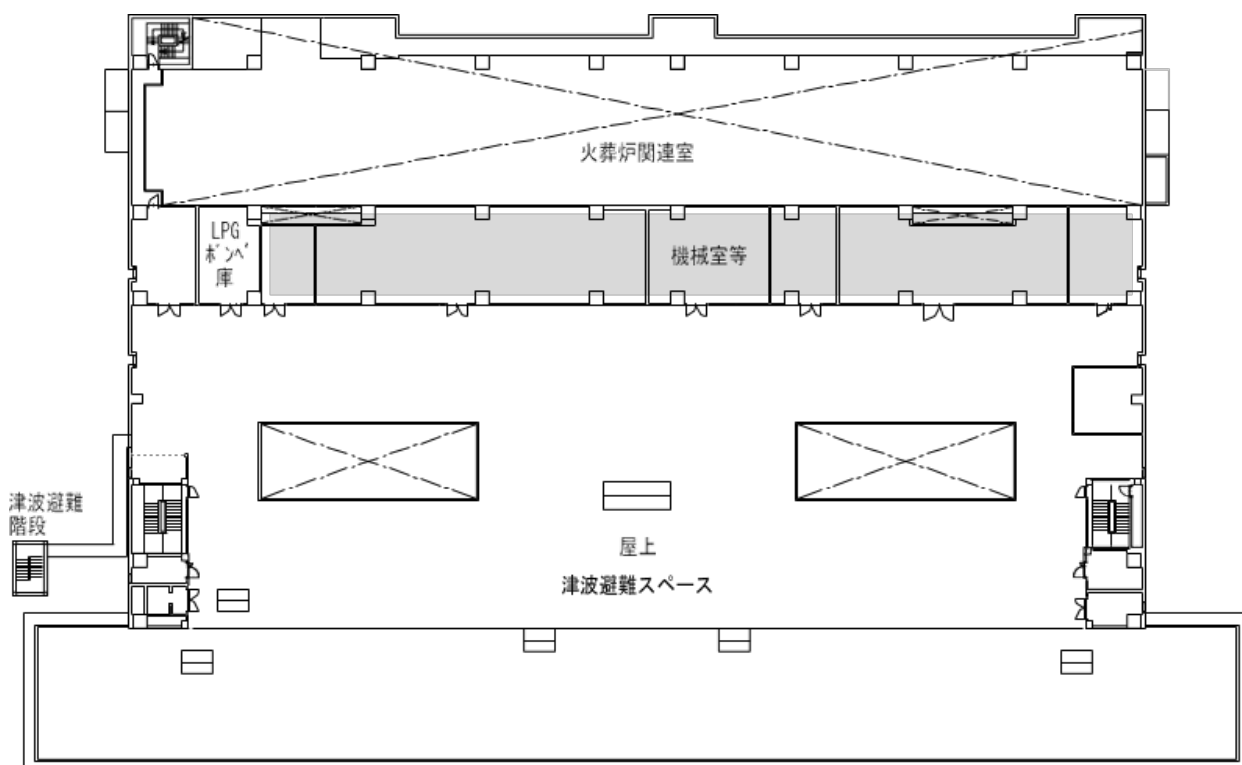
(4) 3階の計画

- ・火葬の間、ご遺族や会葬者の方にお待ちいただくフロアとしています。
- ・待合室（40 人用）を中庭に面し、火葬炉と同数の 16 室配置します。
- ・中央部分には、待合ロビーや売店・喫茶機能のほか、キッズスペースを設けます。



(5) 4階（屋上）の計画

- ・主に北側に機械室などを配置し、南側には津波発生時の避難スペースを確保します。



6 スケジュール（予定）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5～7年度
設計・工事	基本設計		実施設計	建築工事
	土木工事			
	火葬炉設備工事			
各種 手続	都市計画手続			
	経営許可手続			

完成（令和7年度末予定）

7 管理運営の方法

経営主体は横浜市となります。ただし、民間事業者による管理運営となる場合もあります。

【参考】既存市営斎場の管理運営方法

- ・火葬・休憩室の利用時間：9時～17時
- ・葬祭ホールの利用時間：9時～21時
- ・休場日：1月1日及び1月2日、友引日（※1）
- ・管理者：日中は職員による常駐管理とし、夜間は警備員を配置（※2）

※1 友引日は機器点検のため休場日としますが、開場する場合があります。

※2 休場日前日は除く。

8 建築工事の方法及び安全対策

関係法令の基準に従い行います。工事については、特に進入路付近に交通誘導員を置き、事故のないよう安全に配慮します。

なお、詳細は、建築工事の施工業者が決まり次第、別途説明いたします。

9 説明会議事録の請求方法

当説明会では議事録を作成します。議事録をご希望の場合は、下記連絡先にご住所やお名前等をお知らせください。なお、議事録の請求ができる方は、火葬場経営許可区域の境界線から水平距離 110 m以内の住所を有する方、土地又は建物を所有する方（以降「周辺住民」）に限ります。

【連絡先】 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10 横浜健康福祉局環境施設課 電話 045-671-4386

10 紛争解決の申出方法及び申出期限

周辺住民の方は、当該火葬場の設置計画に関して、意見があるときには、市長に紛争の解決の申出を行うことができます。なお、申出ができる事項は「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」により規定されておりますので、別添2「よりよい話し合いをするために」をご参照ください。

また、申出の期限は、火葬場計画予定地に設置されている標識に記載します。

【申出に関する連絡先】 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10 横浜健康福祉局相談調整課 電話 045-671-4211

墓地等の設置等に係る紛争で よりよい話し合いをするために

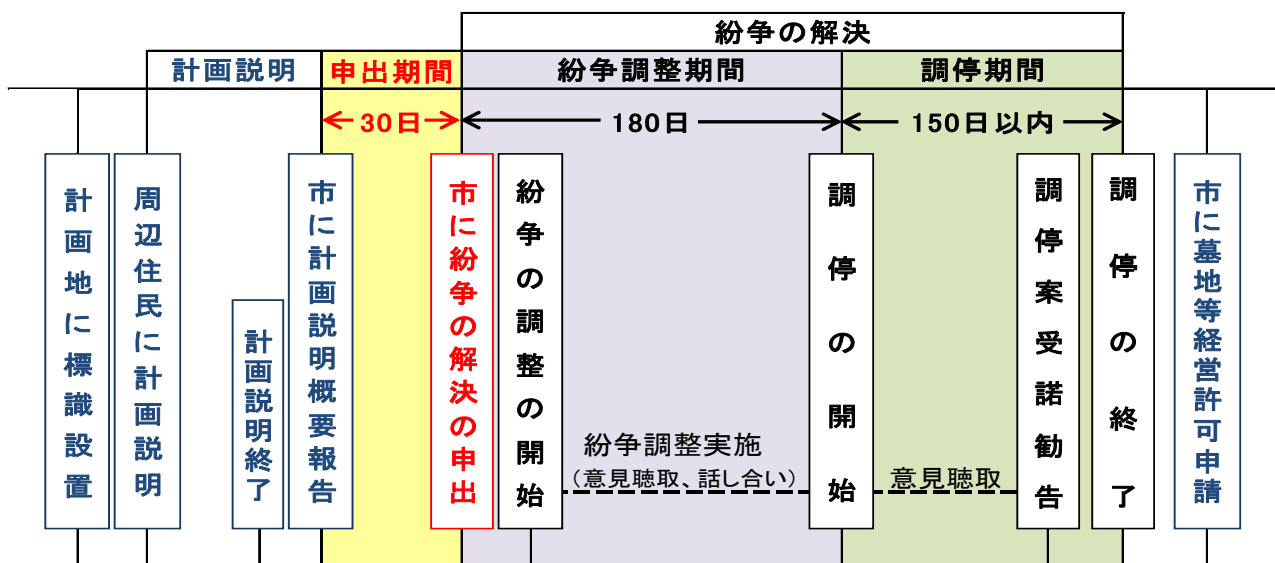
<はじめに>

皆さんがお住まいの近隣で、墓地等の設置が計画されていることをお知りになったとき、どのような話し合いを進めたらよいのか、また墓地等を経営しようとする者(以下「事業者」という。)がどこまで要望を聞き入れてくれるのかなどでお困りの、周辺住民の方に紛争解決に向けた方法をご案内します。

<紛争解決の制度>

墓地等の設置等に関する問題は、本来、民事上の問題であり、周辺住民と事業者の当事者間で自主的に解決していただくものですが、当事者間で解決が困難な場合には、行政等が当事者間に入ることにより紛争調整を図り、市民生活における墓地等と周辺環境の調和を図ることを目的として、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」(平成23年9月1日施行)に基づいて、紛争の調整、調停を行う制度を設けています。

《紛争調整の流れ》



この「紛争調整」を担当する職員や「調停」における調停委員の発言・提案には強制力がないことから、周辺住民と事業者がそれぞれ自分の主張のみに固執し、譲歩がなければ紛争の解決は望めません。したがって、紛争の解決の申出を行った場合でも、周辺住民と事業者が相互の立場を尊重して、互譲の精神により紛争を解決するよう努めてください。

<紛争の解決の申出>

1 申出者

紛争の解決の申出は周辺住民しかできません。

※ 周辺住民とは

- ア 墓地等の敷地の境界線から110m以内に住所を有する者
- イ 墓地等の敷地の境界線から110m以内に土地又は建物を所有する者
- ウ アを構成員に含む自治会・町内会

2 申出できる期間

事業者から計画説明概要が市長に報告された日（計画説明概要報告書を市に提出した日）の翌日から起算して30日以内です。

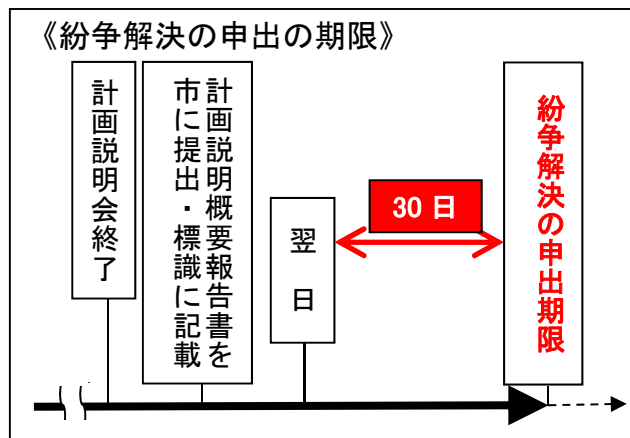
《標識》（墓地等の敷地の道路に接する部分に設置されています。）



第16号様式（第16条第1項）

墓地（納骨堂・火葬場）の設置（変更）計画のお知らせ	
墓地・納骨堂・火葬場	名称
所在地	区域（敷地） (1)面積 <input type="text"/> m ² (2)地目 <input type="text"/>
公益事業の有無（墓地又は納骨堂の場合）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
施設等の概要	墳墓の数の区分 <input type="checkbox"/> 埋葬 <input type="checkbox"/> 埋蔵 <input type="checkbox"/> 埋葬及び埋蔵（内訳）
	構造 <input type="checkbox"/> 造 <input type="checkbox"/> 階建
	建築面積 <input type="text"/> m ² （延べ面積） <input type="text"/> m ²
施設概要	
経営者	事務所の所在地
名称	名称
代表者の氏名	代表者の氏名
標識設置届出年月日	年 月 日
標識設置年月日	年 月 日
次の事項については、計画説明概要報告書提出後に記載します。	
計画説明概要報告書提出年月日	年 月 日
紛争の解決の申出の期限	年 月 日
次の事項については、墓地等経営（変更）許可後に記載します。	
許可年月日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
この標識は、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき設置したものです。この計画についてのお問い合わせ先は、次のとおりです。	
事務所の所在地	
名称	電話 ()
担当者の名称	

(縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上)



また、事業者は報告したその日のうちに、墓地の計画概要が記載された標識に「報告した日」と「紛争解決の申出期限の日」を記載しなければなりません。

標識の「計画説明概要報告書提出年月日」欄に「報告した日」が、「紛争の解決の申出の期限」欄に「紛争解決の申出期限の日」が記載されます。

3 申出できる事項

- ア 墓地等についての公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき事項（墓地等の設置等に係る財務の状況に関する事項を除く）〈例：お供物の処理などの衛生対策や墓地等の管理に関する意見など〉
- イ 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に関する事項〈例：墓地内における駐車場や緑地の配置計画、交通集中による周辺道路の混雑防止に関する意見など〉
- ウ 墓地等の建設工事の方法等に関する事項〈例：工事の騒音対策、振動対策、工事車両の通行、工事時間に関する意見など〉

※申出にあたって

申出できる事項は、上記ア、イ、ウに該当する事項となりますのでご注意ください。

<紛争の調整の開始及び期間>

紛争の解決の申出があったときは、紛争調整開始通知書により当事者双方へ通知します。紛争の調整期間は紛争の解決の申出があった日の翌日から起算して180日間となります。紛争調整期間内に紛争が解決しなかった場合は、紛争調整期間終了日の翌日から調停期間に移行します。

<紛争の調整>

必要に応じ、周辺住民または事業者に来庁を求め意見をお聴きします。また、必要な資料の提出を求めることがあります。

さらに、周辺住民と事業者に話し合いの場に来ていただき、相談調整課の職員が双方の主張の要点を確認しながら円満に解決できるよう調整を行うことがあります。

1 話し合いの場への出席者の範囲

出席者は、原則として周辺住民及び事業者（以下「紛争当事者」という。）に限ります。なお、紛争当事者の中からあらかじめ数人（9人以内）の代表者を選定していただき、意見の調整の進捗状況に応じて、その中から数名（3～5名）出席していただきます。

ア 周辺住民

- (ア) 墓地等の敷地の境界線から110m以内に住所を有する者
- (イ) 墓地等の敷地の境界線から110m以内に土地又は建物を所有する者
- (ウ) (ア)を構成員に含む自治会・町内会

イ 事業者

ウ 市長が相当と認めた紛争当事者の代理人

2 日時、場所

場所は市役所会議室を使用します。詳細は別途通知します。

3 非公開

紛争の調整は、公正かつ円滑な議事運営を図るため非公開で行います。また、紛争当事者は録音をすることもできません。

※代表者を選定したら

代表者を選定したときは、代表者選定届出書を市長あて提出してください。また、選定した代表者を変更した場合も、代表者変更届出書を市長あて提出してください。

一紛争当事者の心構え一

紛争の調整は感情的な話をする場ではありません。相手を否定する言動は慎み、現実的かつ実現可能な事項について、お互いが自分の権利だけを主張するのではなく、譲り合いの上、合意点を見出すための話し合いの場です。

<調停>

紛争の調整が期間内に終了しなかった場合には、調停に移行します。調停は、紛争当事者双方の間に墓地等設置紛争調停委員会が入り、紛争の解決を図ります。

調停の期間は、紛争の調整期間が経過した日から起算して150日以内です。その間に調停委員会が専門的、かつ、公平な立場で双方から事情を聴き、委員の考えを示しながら調停の成立に向けて調整しますので、指定された調停期日に必ずご出席ください。

回数は、調停事項や委員の考え方により異なりますが、おおむね4回程度です。

出席者の範囲等については、<紛争の調整>の1と3の扱いと同じになります。

また、次の場合は調停終了となります。

- ・墓地等設置紛争調停委員会小委員会（以下「小委員会」という。）の調停案の受諾勧告に対し、指定した期間内に紛争当事者双方から受諾する旨の申出があったとき
- ・小委員会が紛争当事者間に合意が成立する見込みがないと認め、調停を打ち切ったとき
- ・小委員会の調停案の受諾勧告に対し、指定された期間内に紛争当事者双方から受諾する旨の申出がなかったとき

■墓地等設置紛争調停委員会

委員会は、法律、都市計画又は環境の保全等に関して学識経験のある委員や紛争調整等の経験を有する委員により構成されています。

<周辺住民と事業者が合意に達したとき>

周辺住民と事業者が合意に達したときは、後日のトラブル防止のために、文書を取り交わすのがよいでしょう。文書の形式は、周辺住民・事業者・施工業者などが署名押印した「協定書」や「覚書」を取り交わす方法などがあります。

<周辺住民と事業者が合意に達しなかったとき>

調停の期間内で合意に達することができなかった場合は、紛争当事者でさらに話し合いを続けるか、簡易裁判所の民事調停などを利用した解決に委ねることになります。

紛争解決の申出書等の入手方法

健康福祉局相談調整課の窓口で配布しています。

また、市のホームページ（墓地等設置紛争調停委員会）からもダウンロードできます。ダウンロードできる様式は次のとおりです。

- ・紛争解決申出書（第19号様式）
- ・代表者選定届出書（第20号様式）
- ・代表者変更届出書（第21号様式）



<お問い合わせ先>

〒231-0005

横浜市中区本町 6-50-10

横浜市健康福祉局総務部相談調整課

電話 671-4211 FAX 681-5457

<参考>

墓地等の許可基準等に関する問い合わせ先

横浜市健康福祉局健康安全部生活衛生課

電話 671-2457 FAX 641-6074

■位置図

